

淀川水系河川整備計画原案に対しての意見を述べることについて

平成20年4月21日

委員 竇 馨

平成19年8月9日より淀川水系流域委員会に治水・防災（河川）を専門とする委員として参加いたしました。平成19年8月28日に近畿地方整備局から提示された淀川水系河川整備計画原案について、当初12月末までに意見を提出するというので就任し、今日に至っております。

就任後8ヵ月経過しましたので、もうそろそろ委員としての意見を主として治水・防災について述べ、委員の基本的任務を果たしておきたいと存じています。現在、「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」及び「淀川水系河川整備計画原案についての補足資料（第74回委員会（H20.3.11）審議参考資料1、河川管理者提供）」などについて、私なりに意見をとりまとめているところです。

なぜ、このような作業を委員会の審議として並行して行うかということについては、

- (1) 原案提示後8ヶ月も経過したのであるから、早期に委員として専門の内容については意見を申し述べるのが責務であると考えること。
- (2) 委員会でとりまとめようとしている意見（案）は、治水・防災の観点から見て不適切・不十分な記述が含まれており、治水・防災の委員の意見が十分に反映されていないこと。多様な意見があるにもかかわらず、一本化しようとすることに無理があること。
- (3) 委員の意見が適切に反映されないのであれば、今回委員会がとりまとめ提出する意見は、24人の委員の意見集でもよいと考えていること。

によります。

意見（案）について

まず、3月11日に委員長、副委員長によってとりまとめられ提示された意見（案）のたたき台については、治水・防災の観点から見て不適切・不十分な記述があり、同日及び3月26日、4月9日の委員会において多々修正を求めたところであります。

これらの審議を経て再び委員長、副委員長によって4月22日に提出される予定の意見（案）が4月15日に各委員に配付されました。しかしながら、これについてもまだ治水・防災の観点から不適切・不十分な記述があります。その内容については、修正文案及び『「計算誤差」について』という4月22日の参考資料に示しております。

要するに、原案およびこれまでに配付された資料、河川管理者の説明や審議の内容から判断しますところ、

- (1) 整備計画に記載されている治水・防災の考え方は概ね妥当である。
- (2) 治水効果の改善は中上流部で大きく、下流の淀川本川の安全度も確保される。
- (3) 貯留型の施設（ダム等）、流下型の施設（堤防等）、構造物によらない方策などを効果的に組み合わせることが重要である。
- (4) 堤防強化は河川砂防技術基準（案）に示されている「完成堤防」（HWL以上天端まで補強する）をまず目指すべき。
- (5) ダムの効果は、決して限定的ではなく、整備基本方針に合致している。
- (6) 施設能力を超える洪水や基本方針の規模を越える洪水に対応するための超過洪水対策を積極的に取り入れるため、重要な区間については、高規格堤防、耐越水堤防を考慮すると良い。
- (7) 従来より事業が進行しているものを速やかに実施することにより、治水面での予防的措置を促

進することになる。

というのが要点であります。

これらのことが意見（案）に反映されていない、または、これらとは反対のことが記載されているということが問題です。

4月9日の委員会（第3部）において、意見（案）3月11日版にある最後の2行の記述：

『・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。』

に対して、以下のような議論がありました（第76回委員会（第3部）議事録（未確定版）p. 15）。

○河田委員

いやいや、要するに、これから180度展開するようなものではないという意味でね。要するに、中間のたたき台だけれども、こういう流れの中で今までの議論を踏まえてやってきているやつですから。それから180度変わるような意見になる公算はほとんどないじゃないですか。そうであれば、その意見書として一本化するということがまだ決まっていなわけですから、これを、こういう意見もある、こういう意見もあるという形で書いていただければ、別に僕は、どう言いますか、委員会としてはというのではなくて、そういう意見があるという形で書いていただければいいんですが。一本化することは今の時点では決まっていなわけで、ですからこれは要らんだろうというわけです。

○宮本委員長

私の方から言いますと、決して一本化するということを決めたわけじゃありません。ただし、できればこの委員会として1つのまとまった意見にするのは望ましいことは間違いない。その努力を今我々はしていると思ってます。

そういう意味で、今言うように、一本化の中でのこの「認められない」という言葉は非常に不適切だという意見はわかりましたので。これは前のところもそうです。いろんなところでこの「認められない」という言葉については、もう少しやわらかい表現にしようということは言っているわけですから。そこについてのご意見は、当然、我々としては修正したいと思います。

そのあと、ひとしきり議論があり、異なる意見を併記するかどうかについては議論したらよいという旨の発言が複数の委員からありました。私は、

○竇委員

私の意見は、この2行は削除すべきであるということではありますが、削除されないのであれば、先ほど河田委員がおっしゃったように、異なる意見を持つものを、私は位置づけるべきであると思っ

ているわけですから、そういう意見も併記するなりしていただきたいと思っ
と発言いたしました（第76回委員会（第3部）議事録（未確定版）p. 17）。これについては、その時の進行役の川上副委員長も、宮本委員長からも特に御発言はありませんでした。

その後、4月15日に、意見（案）080422版が委員長、副委員長によって提示されました。上で問題としておりました2行は、次のような形で残りました。

『・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切でないと判断する。』

これは、明らかに委員会の総意ではありません。上にも述べましたように、この文章がこのような形で残るのであれば、異なる意見を持つ委員の意見を併記あるいは添付するように強く求める次第です。このことについて、委員会で審議されることを希望します。

また、審議の結果、多数決によって併記や添付が否定されるのであれば、一委員として（あるいは賛同する委員がおられれば連名でも）整備局に別途意見を申し述べたいと考えています。

（以上）